

特集

5月は消費者月間です

毎年5月は消費者月間です。消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発等の各種事業を集中的に行っています。

～行動しよう消費者の未来へ～



知っておこう!トラブル事例

健康食品の強引な送り付け

「注文のあった健康食品を送ります」
頼んだ覚えがないけれど?

↓
一方的に商品を送り付けられた場合、代金の支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。

光回線契約

「固定電話の料金が今より安くなります」
年金暮らしだから助かるけど、なぜ安くなるの?

↓
必要のないインターネット回線の契約で、解約した場合解約料がかかることもあります。

点検商法

「屋根、床下を無料で点検します。いかがですか」
無料なら、頼んでみようかな?

↓
高額なリフォーム工事を強引に勧誘され、断り切れずに契約させられてしまうことがあります。

貴金属の訪問買い取り

「着物でも何でも高く買い取ります」
着物の他に金のネックレスを見せたら安く買い取られてしまった、返して欲しい。

↓
最初から貴金属の買い取りが目的で近づく手口です。

クーリング・オフ制度

訪問販売や訪問購入、電話勧誘販売などで、買う気や売る気もないのに不要な契約をしてしまった場合は、契約の書面等を受け取った日から8日間以内(マルチ・内職商法は20日間以内)に販売店に対してクーリング・オフ通知を出して、解約することができます。

★はがきは両面コピーして簡易書留か特定記録郵便で出して、送った証拠を残しておきましょう

★クレジット契約がある時は、必ずクレジット会社にも同様にはがきで通知しましょう



上三川町消費生活センターのご案内

商品やサービスの契約に関するトラブル、悪質商法による被害、製品トラブルなど仕方がないと思っておき留めたことはありませんか。消費生活センターでは問題解決の助言やあつせん、情報提供を行っています。まずは、お気軽にご相談ください。

▼相談日時 月々金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター(役場3階)

▼相談専用電話番号 ☎(56)9153

高齢者を狙う悪質商法にご注意ください!

どうして被害にあってしまうの?

悪質業者は、高齢者の心理や生活環境につけ込み、言葉巧みに近づいてきます。高齢者の消費者トラブルに気付くためには、悪質商法の手口や高齢者の心理を理解しておくことが大切です。



高齢者の消費者トラブルの主な特徴

●健康への不安を利用される

⇒多くの高齢者は、何かしらの身体の不調を感じています。悪質業者はそうした健康の不安につけ込み、「痛みが治る」「血圧が下がる」などと高額な商品を購入させようとします。

●高齢者の誇りが相談をはばむ

⇒人に迷惑をかけたくないと思っている高齢者は多いものです。被害にあっても、騙された自分が悪いと自らを責め、誰にも相談せず、家族に隠すケースもみられます。

●孤独を狙われる

⇒高齢者には寂しさを抱えている人もいます。特に一人暮らしの場合は普段の話し相手がない分、優しく語りかけてくれる販売員の事を親切な人と感じてしまいます。

●お金の不安につけ込まれる

⇒老後を安心して暮らしたい高齢者にとって、お金の問題は大きな不安要素です。収入に不安がある高齢者は販売員の必ずもうかるとの言葉を信じ、金融商品などの契約をしてしまいます。

周りの方の気付きや見守りが高齢者の消費者トラブルを防ぎます!

～気づきと見守りのポイント～

トラブルや被害を防ぐためには、家族や周囲の協力が不可欠です。日頃から家族やご近所のみなさん、ホームヘルパーなどが高齢者の居室や言動、態度に変化や不審な点がないか気を付けましょう。また、家族と同居していても、日中一人で留守番をしている高齢者がトラブルや被害にあうこともあり注意が必要です。



特殊詐欺撃退器貸し出し中!

上三川町では、オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺から町民の財産を守るため、無償で「特殊詐欺撃退器」を貸し出しています。「特殊詐欺撃退器」とは、固定電話に設置するもので、電話着信時に、「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」と警告アナウンスを流し、会話を自動録音するものです。

詳しくは下記までお問い合わせください。

▶お問い合わせ先＝総務課 交通防災係 ☎(56)9115

